

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年11月27日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人やずに係る鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金の不適正な事務処理への対応について
(行政監察・法人指導課、長寿社会課) …… 1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人やずに係る鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金の不適正な事務処理への対応について

平成 25 年 11 月 27 日
行政監察・法人指導課
長 寿 社 会 課

社会福祉法人やずに実施した介護基盤緊急整備事業における不適正な事務処理について、関係団体（八頭町及び法人）に事実関係を確認しましたので、その概要と今後の対応（案）を報告します。

1 調査結果のポイント

- 法人の施設整備担当者が町から確認した運用要件を誤って解釈し、また、法人内部で町への申請内容等を十分に確認することなく、補助金を補助対象外経費である備品に充当したもの。
- 町は、申請時、完成検査時において補助金に何が充当されているのかを十分に確認しなかったため、補助対象外経費への充当を審査できなかったもの。

2 今後の対応（案）

- 法人の誤解・チェック体制の甘さから、補助金が補助対象外経費に充当されているため、町と連携しながら補助金（26,250 千円）の返還手続を進めていく。
- 県としては、本件を反省に、間接補助事業の実施に当たっては、市町村や関係部局との連携を強化し、よりしっかりと補助事業の実施状況を確認していくよう事務処理の改善を図る。

1 不適正事案の内容

平成 21 年度（22 年度へ繰越）に、法人が実施した小規模多機能型居宅介護事業所（八頭町北山）の整備において、県が町を通じて交付した「鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金」（26,250 千円、財源：国 10/10）が補助対象外経費である備品（入浴・厨房関係備品）に充当されていた。

2 調査の概要

県において、本補助金の補助事業の実施状況に関して、下記（1）のとおり法人及び直接の補助事業者である町に対して、聞き取り調査等を行い、下記（2）の事実を確認した。

(1) 調査日時、対象者等

ア 町への現地調査

- ・実施日：平成 25 年 10 月 10 日（木）
- ・対象者：副町長、保健課長、同課課長補佐、産業観光課長ほか
- ・内 容：法人及び県とのやりとり、補助対象経費に対する認識、町農林部局との連携状況等

イ 法人への現地調査

- ・実施日：平成 25 年 10 月 11 日（金）
- ・対象者：法人の常務理事、総務部長、当時の施設整備に係る事務担当者ほか
- ・内 容：県及び町への確認状況、補助対象経費に対する認識、他の補助金（鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金）との切り分け等

ウ 町への書面調査

- ・実施日：平成 25 年 10 月 24 日（木）、11 月 13 日（水）
- ・内 容：法人とのやりとり、不適切な補助を行うこととなった原因、今後の対応予定等

エ 法人への書面調査

- ・実施日：平成 25 年 11 月 13 日（水）
- ・内 容：備品を補助対象経費に充当できると認識した経緯、補助事業が適切に実施されなかった原因等

(2) 調査結果の概要

区分	事実関係
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の施設整備担当者が町から確認した運用要件を誤って解釈し、備品を設備整備一式として建築工事と一括発注すれば補助対象経費に充当できると誤って思い込み、また、法人の役員会等で契約や補助申請等の内容を十分に確認することなく事業の実施を承認して備品を補助金に充当した。 ・完成検査の際に、検査を実施した町から特段の質問がなかったため、補助金を何に充当したのかまでは説明しなかった。
町	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の施設整備担当者の説明を誤って理解し、併用された他の補助金（緑プロ）の補助対象経費を木材代、本補助金は工事費と思い込んだまま、法人に工事設計内訳書等の提出を求めて補助金に何が充当されているのかを十分に確認することなく完成検査を行い、建物の完成状況のみを確認し、補助金の額を確定した。 ・町農林部局との連携が不十分で、それぞれの補助金について補助対象経費に何が充当されているのかまで確認がなされていない。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・町から提出された実績報告書の内容について特段の疑念を持たず、県補助金等交付規則に則って事務を行い、補助金の額を確定した。 ・農林部局との連携が不十分で、補助金が併用されていることについて情報共有がなされていない。

3 直接の補助事業者である町の見解及びその理由

町は、補助対象外経費に充当された補助金（26,250 千円）の返還を法人に求めることが妥当と判断している。

（理由）

法人の施設整備担当者の補助対象経費に対する誤った認識から備品に充当し、補助対象とならないものを補助対象として報告したもので、意図的・悪意的に補助金を受領したものではない。